

## 加古川市日光山墓園臨時バス運行補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市日光山墓園臨時バス運行補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補則)

第3条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	春秋の彼岸（9月及び3月）、お盆（8月）の時期において、日光山墓園への墓参者の交通手段を確保するため。
補助金等の範囲	対象となる者	バス事業者
	対象となる経費	春秋の彼岸（9月及び3月）、お盆（8月）の期間における各7日間、JR加古川駅北口から日光山墓園内の停留所までの区間を走る臨時バスの運行に係る人件費、車輛費、その他費用の運行経費（但し、消費税及び地方消費税を除く）
補助金等の補助率又は額	補助率	10 / 10
	補助金の額	臨時バスの運行に係る人件費、車輛費、その他費用の運行経費に対し、運送収入（消費税及び地方消費税を除く）との差額を補助する。 補助金の額は、1,000円単位とし、端数は切り捨てる。